

札幌学院大学 経済経営学部「流通論、フィールド実践、プロジェクト実践、(物流論)」担当教員 募集要項 (募集期間延長)

1. 募集科目 「流通論、フィールド実践、プロジェクト実践、(物流論)」
上記科目のほか、「ゼミナール」等の経済経営学部専門科目や教養科目を担当することがあります。「物流論」の担当は必須ではありません。なお、本学の専任教員の担当基準コマ数は、年間5コマです。
※1コマとは、90分授業を通年で行った場合の換算方法（半期2単位科目を2つ担当すると1コマとなる）。
2. 募集人員 1名
3. 任用形態 専任教員（任期なし）
4. 職 名 教授、准教授または講師
5. 所 属 経済経営学部経営学科
6. 勤 務 地 札幌学院大学（新札幌キャンパス 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1-1）
7. 応募資格 (1) 募集科目の分野で博士の学位を有する者（2027年3月までに取得見込みの者を含む）
(2) (1) と同等の業績を有する者
8. 採用年月日 2027年4月1日
9. 応募締切 2026年8月31日(月)(必着)
10. 応募提出書類
(1) 履 歴 書（写真貼付）…………… 様式第1号
(2) 教育研究業績書(主要な研究業績の2点について、通し番号に○印をつけてください) …………… 様式第2号
(3) 今後の研究計画書(1,000字程度) …………… 様式第3号
(4) 今後の教育計画書(1,000字程度) …………… 様式第4号
(5) 講義要項(シラバス)「流通論」全15回、「フィールド実践」全30回…… 様式第5号
(6) 本学の理念や学部の教育目標に関する抱負…………… 様式なし
(7) 最終学歴の修了証明書…………… 1部
(8) 主な業績(別刷り可) 5点以内…………… 各1部
※提出書類の様式は、本学ホームページあるいはJREC-IN(<http://jrecin.jst.go.jp/>)からダウンロードしてください。
※応募書類の個人情報採用活動に必要な範囲でのみ使用します。
11. 選考内容 第1次審査：書類・業績審査
第2次審査：面接および模擬授業（第1次審査通過者のみ）
12. 採否決定 2026年11月下旬予定
13. 待 遇 等 (2026年4月1日現在)

13-1. 待遇

(1) 給与（本学給与規程による）

本俸、期末手当、通勤手当、住宅手当、扶養手当、寒冷地手当など

(2) 勤務時間

担当授業時間、教授会・委員会等諸会議・その他校務に必要な時間、学生に対する指導に必要な時間及び研究に必要な時間からなる

(3) 休日・休暇

土曜日、日曜日、祝日、夏期休日、年末年始休日、病気休暇、特別有給休暇（慶弔ほか）など

(4) 労働保険・社会保険

労災保険、雇用保険、私学共済（健康保険・年金）加入

(5) 定年 68歳

13-2. 研究条件

一定額の研究費および1名1室の研究室

13-3. その他

労働安全衛生法および学校保健法にもとづいた雇用時健康診断、定期健康診断、海外派遣前後の健康診断が義務付けられています。

14. 応募書類提出先及び問い合わせ先

JREC-IN・郵送のいずれかでご応募ください。

① JREC-IN でのご応募

提出書類(1)～(8)はPDFファイルにし、パスワード無しのzipファイルに1つにまとめて、JREC-IN Portalの「Web応募」にアップロードして提出してください。zipファイル、すべての提出書類には「書類名(提出者氏名) 流通論、フィールド実践、プロジェクト実践、(物流論)」のファイル名をつけてください。

例：「履歴書(氏名) 流通論、フィールド実践、プロジェクト実践、(物流論)」

なお、(7)については、後日原本をご提出いただくことがございます。(8)について、書籍などWebでの提出が難しいものは、封筒に「教員応募(流通論、フィールド実践、プロジェクト実践、(物流論))」と朱書きし、下記へ郵送ください。郵送の場合はその旨を(2)の教育研究業績書に明記ください。

② 郵送でのご応募

下記の宛先にすべての書類を送付ください。

〒004-8666 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1-1

札幌学院大学 教育支援課 経済経営学部係長 松本 涼子

Tel(011)386-8111 (代表)

※封筒に「教員応募(流通論、フィールド実践、プロジェクト実践、(物流論))」と朱書きし、簡易書留・特定記録等にて送付ください。

※提出書類は原則として返却いたしません。

15. その他

① 選考過程において面接が必要な場合には、おって面接日を通知します。面接にあたって、札幌学院大学では、交通費・宿泊費等は負担いたしませんのでご了承下さい。本学及び本学部についての情報は、本学ホームページ (<http://www.sgu.ac.jp>) をご覧ください。

② 令和6年9月13日付文部科学省高等教育局長通知「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組のより一層の推進について（通知）」に基づき、セクシュアルハラスメント・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認を行います。セクシュアルハラスメント・性暴力等を原因とする過去の懲戒処分、分限処分歴がある場合は、処分の内容およびその原因となった具体的な事由を履歴書の賞罰欄に必ず記入してください。なお、懲戒処分歴等の虚偽の記載が判明した場合、採用取消や採用後懲戒解雇等処分の対象となることがあります。応募書類の記載内容については事実に相違なく、虚偽の記載があった際には採用取消や処分の対象となることについて了承したものとみなします。

以上